

平成23年所得税と町県民税の 申告相談受付日程

| 月日 | 曜日 | 会場 | 相談受付地域 | |
|------|----|--------------------------|--------------------------|------------------|
| | | | 午前 | 午後 |
| 2/15 | 火 | 鷹山地区公民館 | 中田、原、上原 | 堀之内、北原、針生 |
| 16 | 水 | " | 山道、西 | 新屋敷1・2 |
| 17 | 木 | " | 下折居、上折居、 西原、細野 | 東小手沢、南 |
| 18 | 金 | 東根地区公民館 | 南部1・2 | 南部3・4・5 |
| 19 | 土 | | | |
| 20 | 日 | | | |
| 21 | 月 | 東根地区公民館 | 中部1・2 | 中部4・5・6 |
| 22 | 火 | " | 北部1・2 | 北部3・4 |
| 23 | 水 | " | 中部3、東部1・2 | 東部3・4 |
| 24 | 木 | 蚕桑地区公民館 | 蚕桑3・4 | 蚕桑1・2・5 |
| 25 | 金 | " | 蚕桑6・7 | 蚕桑8・9・10 |
| 26 | 土 | | | |
| 27 | 日 | | | |
| 28 | 月 | 蚕桑地区公民館 | 蚕桑11・13 | 蚕桑12・16・17・18 |
| 3/1 | 火 | " | 蚕桑14・15 | 蚕桑19・20 |
| 2 | 水 | ハーモニープラザ | 鮎貝3・4・12 | 鮎貝10・14 |
| 3 | 木 | " | 鮎貝1・6 | 鮎貝5、高岡1、深山1 |
| 4 | 金 | " | 鮎貝7・8・9 | 鮎貝2、高岡2、深山2 |
| 5 | 土 | | | |
| 6 | 日 | | | |
| 7 | 月 | ハーモニープラザ | 鮎貝13 | 鮎貝11、黒鴨 |
| 8 | 火 | 白鷹町産業センター (パワーセンター白鷹) | 十王1・2・3 | 十王4・5・6・7 |
| 9 | 水 | " | 貝生3、菖蒲1・2 | 十王8・9・10 |
| 10 | 木 | " | 貝生2、下山、佐野原 | 仲町2、貝生1、大瀬 |
| 11 | 金 | " | 八幡1・2、新町 | 出来町2、横町2、 仲町4 |
| 12 | 土 | | | |
| 13 | 日 | | | |
| 14 | 月 | 白鷹町産業センター (パワーセンター白鷹) | 上町、出来町1、 横町1 | 仲町1・3 |
| 15 | 火 | " | 指定された会場において になれなかったかた | |

<受付時間> 朝8時45分～午後3時 (午前の部の受付は午前11時まで)

各地区公民館・白鷹町産業センター（パワーセンター白鷹）は朝8時30分開館となります。

- 受付は昼も行き、申告は受付簿に記入された順に行います。
- 申告相談は準備の都合上、**指定された日・会場で受けられるようお願い**します。
- 指定された会場に都合のつかないかたは、前もって税務出納課町民税係にご連絡ください。
- 申告期間中は、税務出納課での相談は行いませんのでご協力ください。
- 白鷹町産業センター（パワーセンター白鷹）での3月8日から14日までの相談は、受付順にかかわらず、十王・荒砥地区のかたを優先します。
- 相談会場が同じ場合は、いつでも相談を受け付けます。
(例) 2月25日が指定の日のかたで都合がつかないかたは、2月24日から3月1日までの間(会場が蚕桑地区公民館)であれば、いつでも相談を受け付けます。

●問い合わせ 税務出納課町民税係(☎85-6132)

- に記入して申告前に提出してください。
- 中山間地域等直接支払制度に関わる収入金などについては、事前に把握させていだいていただきます。
- 戸別所得補償を申請されているかたは、額の分かる書類を持参してください。
- 事業所得や不動産所得のあるかたは、租税公課を求めるときは、固定資産税の課税明細書をご持参ください。

- (台帳を申告会場へ持参できませんので、事前に確認し必ず持参してください。)
- 配偶者控除や配偶者特別控除を受けようとするかたは、配偶者の平成22年中の所得を明らかにできるもの(給与明細など)をお持ちください。
- 平成23年度に所得額証明・課税証明・非課税証明などが必要なかたは、収入の有無にかかわらず申告書を提出してください。

町県民税の自書申告をされるかたへ

- 医療費控除を受けられるかたで領収書の合計が済んでいない場合、会場内に設ける「計算コーナー」で、申告相談の前に計算してください。
- 自書申告をされる場合は、必ず収入や経費の分かる書類、計算書を添付してください。
- 給与、年金などのあるかたは、源泉徴収票を添えてください。
- 田畑の小作料、家賃収入のあるかたは、その明細書を添付してください。
- 各種控除の証明書は必ず添付してください。
- 所得税確定申告の必要がないかどうか確認してください。
- 印鑑を忘れずに押してください。

給与支払報告書の提出はお早めに

平成22年中に支払給与のある場合は、給与支払報告書の提出が法律で定められていますので、税務出納課町民税係へ提出してください。また、給与支払報告書の提出期限(1月31日)が近づくと窓口が込み合いますので、早めに提出してください。